

会 議 録

							記録者	寺田 文正	
供覧	部長	次長	課長	補佐	主査・係長	グループ員			
件名		令和6年度第1回龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会							
年月日		令和6年5月23日(木)							
時間		午後1時30分～午後3時							
場所		龍ヶ崎市役所5階全員協議会室							
出席者		被保険者代表:小嶋委員、高野委員、松井委員 医療担当者代表:石川委員、高橋委員 公益代表:伊藤委員、杉野委員、百瀬会長、石井委員 行 政:健康スポーツ部 足立部長、佐々木次長 健康増進課 大久保課長、佐藤課長補佐 (事務局)保険年金課 沼尻課長、藤田課長補佐、記録者							
会議の内容		議事(1)龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について (2)その他							
発言の内容									
事務局		<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>会議に先立ち、会議資料の確認をお願いします。</p> <p>事前にお送りした「令和6年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」の会議資料をお持ちでない方は、お配りしますので、お申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">(会議資料の持参確認)</p> <p>その他、本日「令和6年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答」と書かれた資料とその関連資料を、机の上に置かせていただいておりますのでご確認ください。</p> <p>改めまして、ただ今から、「令和6年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。</p> <p>なお、ここで本来であれば、新年度第1回の協議会ということで、萩原龍ヶ崎市長より皆様にご挨拶を申し上げるところでございますが、あいにく萩原市長、また木村副市長とも公務により本日出席の都合がつかないため、健康スポーツ部 部長の足立よりご挨拶を申し上げます。</p>							
足立部長		<p>はい。この4月の人事異動によりまして、健康スポーツ部長に就きました足立と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はお忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様方には、国民健康保険事業に、日頃より、ご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、昨今、人口減少や社会保険適用の拡大、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行による国民健康保険加入者数の減少が顕著となっております。</p> <p>昨年度におきましては、それらに起因した保険税収入の減少や、後期高齢者支援金の負担増加等による歳出圧力の高まりに加え、国民健康保険事業費等納付金の高止まりなど、国保財政運営の厳しさが一層増す中で、国民健康保険税の税率改正について、ご審議いただいたところでございます。</p>							

足立部長	<p>委員の皆様から様々なご意見を頂戴しながら、慎重審議をいただいた結果、本年度より新たな税率にて運用を開始することができました。この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。</p> <p>今年度は、本日ご審議いただく国民健康保険税の賦課限度額の引き上げや、本年12月2日からの被保険者証の新規での発行廃止に伴う資格確認証の発行などに関連する事項について多くの意見を賜りたいと存じます。</p> <p>皆様方には、当市の国民健康保険事業の運営への更なるご支援をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局より2点ほどお願いがございます。</p> <p>まず、1点目です。</p> <p>本日の会議は、会議録作成のため、会議中のご発言を全て録音させていただきます。あらかじめご了承ください。</p> <p>ご発言の際は、挙手のうえ、議長からの指名を受けたのち、マイクスタンドのスイッチを押して、赤いランプが点灯してから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>そして、ご発言が終了しましたら、もう一度スイッチを押して、赤いランプを消していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、2点目です。</p> <p>本協議会は、被保険者の皆様、現役の医療機関関係者、大学関係者、社会保険労務士、市議会議員など様々な分野から、ご参加いただいております。会議に費やせる時間も限られております。</p> <p>したがって、会議時間は最大で午後3時までとさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>続きまして、この4月の人事異動により、事務局の職員に一部変更がありましたので、今年度の事務局の職員をご紹介します。</p> <p>初めに、すでに先ほどご挨拶を申し上げたところですが、改めまして、本協議会の事務局である「保険年金課」が所属しております、「健康スポーツ部」部長の「足立」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（足立部長 あいさつ）</p> <p>同じく、「健康スポーツ部」次長の「佐々木」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（佐々木次長 あいさつ）</p> <p>続きまして、「健康スポーツ部 健康増進課」課長の「大久保」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（大久保課長 あいさつ）</p> <p>同じく、「健康増進課」課長補佐の「佐藤」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（佐藤課長補佐 あいさつ）</p> <p>本協議会の事務局「健康スポーツ部 保険年金課」課長の「沼尻」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（沼尻課長 あいさつ）</p> <p>同じく、「保険年金課」課長補佐の「藤田」でございます。</p> <p style="text-align: center;">（藤田課長補佐 あいさつ）</p> <p>最後に、本日の司会進行を担当いたします、「保険年金課」係長の「寺田」でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>では、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況等を報告いたします。</p> <p>定員12名のところ、被保険者代表に1名の欠員がありますが、本日の会議出席者が9名です。</p>

事務局	<p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条の規定のとおり、各代表から1名以上を含む過半数の出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>続いて、傍聴者でございますが、本日の会議の傍聴希望者はありません。</p> <p>次に、会議録に署名をお願いする委員を指名させていただきます。</p> <p>会議録は、開催ごとに作成し、会長以外に、2名の委員からご署名をいただいております。</p> <p>ご署名をいただく方は、会議に出席いただいた委員の中から、なるべく偏らないかたちで、事務局で選ばせていただいております。</p> <p>本日の協議会につきましては、石川 貴久委員、伊藤 悦子委員の両名に会議録の署名をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(両委員了承)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>両委員には、後日、事務局から会議録の原案をお送りいたしますので、内容のご確認と、ご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>龍ヶ崎市国民健康保険条例施行規則、第4条に「会長は、会議の議長となる。」との規定がございますので、ここからの進行は、百瀬会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>百瀬会長、よろしく願いいたします。</p>
百瀬会長	<p>百瀬でございます。</p> <p>本日も、委員の皆様にご協力をいただきながら、会議の進行に努めたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これより本日の次第に従って、協議会を進めてまいります。</p> <p>議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容」について、また、これに対する事前質問もございましたので、事務局より併せて説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事第1号、及びこれに対する事前質問への回答につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>(会議資料参照)</p> <p>議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容」の説明は以上となります。</p> <p>続きまして、龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容につきまして、事前質問をいただいておりますので、回答書に基づき説明いたします。</p> <p>(事前質問書の回答参照)</p> <p>以上、議事第1号「龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容」の説明及び、これに対する事前質問に関する回答となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より、議事第1号、及びこれに対する事前質問への回答について説明がございました。ご質問、あるいはご意見等がある方は挙手のうえ、ご発言をお願いします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>国民健康保険の保険税は、所得割の部分がありますので、所得が高い人ほど保険税が高くなる仕組みとなっております。ただし、高額所得者が所得に応じて保険税を支払うと保険税が高くなりすぎることもあるので、保険税に一定の上限額を設けているのが賦課限度額です。</p> <p>賦課限度額を国の制度改正の影響で、龍ヶ崎市も2万円引き上げるというご提案です。</p> <p>また、軽減判定額についても、所得が少ない人は応益部分について保険税が軽減されますが、所得の低い人の範囲は条例で定めており、その条例を国の制度改正に合わせて見直</p>

百瀬会長	<p>すものです。</p> <p>こちらの方は、軽減の対象となる方を少し増やす制度改正になります。</p> <p>一つ質問してもよろしいでしょうか。</p> <p>賦課限度額超過世帯において、滞納世帯が2世帯把握できたと記載がありますが、収納率は9割以上ですから、ほとんどの方が保険税を払ってくださっている。ただ、保険税をどうしてもなかなか払うことができないという方は収入が少ないが多いと思いますが、一方で賦課限度額を超過している方は、相当の高所得の方のほうです。</p> <p>賦課限度額超過世帯において、2世帯ですが滞納が生じている理由は何かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>例として毎年、給与所得、年金収入のみの方が、他の一時所得を持ったことにより、例年通りの支払いができなかったことなどが影響していると考えております。</p>
百瀬会長	<p>分かりました。</p> <p>保険税を滞納している場合は、保険税を払っている方との公平性の観点から短期被保険者証、資格証明書の交付など、様々な方法があると思いますが、龍ヶ崎市ではどのように対応していますか。</p> <p>特に、高所得者で保険税を滞納している方が、通常どおりの医療保険を利用できるとなると、収入が低いのに保険税を納めている方から、非常に不公平であるとの感覚を持たれてしまうと思いますが、どのように対応していますか。</p>
事務局	<p>はい。この場合、所得に関係なく保険税に未納のある方については、要綱を定めておまして、昨年度までの保険税に未納のある方については、短期被保険者証の交付で対応させていただいております。</p> <p>また、資格証明書については、1年以上納付が無い方が該当になります。該当になる方は非常に少ないですが、保険税の滞納に至ったことに関する『特別の事情に関する届書』の提出により、短期被保険者証に切り替えて交付しております。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>はい、伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>資格証明書の発行は無いと理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。令和5年度については資格証明書発行の実績はございません。</p>
伊藤委員	<p>分かりました。滞納にも色々理由があると思いますので、資格証明書を発行されるということは、医療費を10割負担しなければならなくなり、さらに負担が増えますので、そういう点では、安心しました。</p> <p>引き続き、そういった対応をしていただきたいと思います。</p> <p>保険税の滞納者数については、令和6年4月末現在で572人ということですが、滞納者数については減少傾向にありますか。</p>
事務局	<p>はい。去年の同じ時点での滞納者数と比較しますと減少しておりました。</p>
百瀬会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは、伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>議事第1号の賦課限度額を引き上げるということは、その分負担が増えると考えますので、賦課限度額を上げるということは賛成しておりません。</p>
百瀬会長	<p>賦課限度額を引き上げることは、基本的には国の制度改正の影響を受けてということですが、龍ヶ崎市だけ賦課限度額を上げないという選択肢はあるのですか。</p>
事務局	<p>賦課限度額を引き上げないということも選択はできますが、基本的に税法の改正に合わせて改正を行っております。</p>
百瀬会長	<p>ほぼ全ての自治体がそのような対応を取っていると理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。そのとおりです。</p>

百瀬会長	<p>分かりました。 他にいかがでしょうか。 それでは議事第1号につきましてはここまでとさせていただきます。 最後に事務局よりその他について詳細をお願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。 議題とは異なりますが、委員の欠員について、ご報告させていただきます。 これまで当協議会に国民健康保険被保険者代表の委員として参加いただいております渡部京子委員が、今年3月に国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に移られました。 国民健康保険加入者で無くなったことに伴い、当協議会の委員の該当要件を規定しております、龍ヶ崎市国民健康保険条例第2条第1項の要件に該当しなくなったことから、当協議会の委員を退任されました。 それに伴いまして、事務局といたしまして後任者を公募しましたが、未だ応募がない状況です。現時点では当協議会の国民健康保険被保険者代表の委員が定数4名中1名欠員となっております。 これに関しましては、今後もタイミングをみて再公募を行うなど対応を考えてまいります。 以上、ご報告でございます。</p>
事務局	<p>資料に戻りまして、その他『次回運営協議会予定』についてご説明をさせていただきます。 (会議資料参照) その他については以上となります。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございました。 その他についてご説明がありましたが、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言ください。 では、伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>被保険者証廃止ということですが、現行の被保険者証で病院に行きすぐに対応できるところがあるので、なぜ、現行の被保険者証を廃止するのか説明していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。一番の理由は国が推進する医療のデジタル化の一環かと思われます。国が示しているのは、現行の被保険者証を廃止して、本人の同意が前提ですが、マイナ保険証を利用することによって、これまで受けた他の医療機関での診療内容や、処方された薬剤等の状況等を把握することができ、より良い医療を提供することができると説明しております。 それともう1つは実務面です。高額療養費の負担限度額を例に挙げます。 これまででは、市町村に申請して限度額適用認定証を交付されてから医療機関に提示するという手間がありました。マイナ保険証ではそのような手続きがなくなります。マイナ保険証に登録しておけば、医療機関に設置してある機械に通すだけで、医療機関が限度額適用認定証の負担区分が確認できる仕組みとなっております。 一方で、紐づけ誤りなどの不安がありますので、不安を解消しながらメリットの部分を国民の方々知っていただいで推進しようというのが国の今の方針かと思われます。</p>
伊藤委員	<p>デメリットの部分について、龍ヶ崎市は事務局として被保険者にどのような説明をするのでしょうか。 現行の被保険者証ひとつで色んなことができるので、それで十分ですし、かえって変更する費用とかもすごくかかると思うんです。その点もありますので、現行のままであってほしいということを希望します。</p>
事務局	<p>当然、市は行政機関ですので国の方向性に従うこととなります。 デメリットの部分で一番ご心配を掛けているのが、情報紐づけ誤りかと思われます。自分が持っているマイナ保険証をかざしてみたら別人だったというパターンになります。 このようなことは、国民健康保険、後期高齢者医療制度も万全とは言いきれませんが、基本的には、市町村は住基情報を持っており、自動連携しているため、紐づけ誤りは国民健康保険、後期高齢者医療制度では起きません。</p>

事務局	<p>社会保険、会社などの健康保険ですと、住基情報をJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から入手して人手の作業で紐づけを行うことから、人的エラーが生じてしまうことがありました。</p> <p>このようなことが、マイナ保険証全体の不安になったということで、市としましては、被保険者の方々に国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証の仕組みであったり、会社などの健康保険組合とは紐づけの仕組みが異なることを説明し、安心感をもってもらえるよう努めたいと考えております。</p> <p>マイナ保険証は任意ですので、市としてはメリット、デメリット、不安解消の説明をした上で、紐づけを行うかどうかはご本人の判断に任せる方向になると思います。</p>
伊藤委員	<p>まだ、不安の解消はなかなかできないと思っておりますが、最終的には全てマイナ保険証に移行するというのが国の方向ではないのですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>今年の12月2日から基本的に現行の紙(プラスチック)の被保険者証の新規発行はできなくなります。マイナ保険証に一本化されますが、12月2日時点で有効な被保険者証は1年間を限度で引き続き使用することができます。</p> <p>ただし、いずれ有効期間が切れてしまいますので、当然来年(令和7年)12月には全てマイナ保険証に一本化するということになると思います。</p>
百瀬会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。その他のところで質問ありますか。</p> <p>お願いします。</p>
小嶋委員	<p>昔のケースに入っている大きな被保険者証から小さな被保険者証に変更になった時に、被保険者証が小さくてなくなってしまったというご高齢の方の声をよく耳にしました。</p> <p>マイナ保険証として一つになってしまうと、本当に小さいのでお年寄りが管理するのがすごく大変だと思いますが、管理面での配慮は考えられているのですか。</p> <p>今までに、被保険者証を紛失してしまう方は どれくらいの頻度でありましたか。紛失してしまう方はあまりいませんか。</p>
事務局	<p>被保険者証を紛失される方は、当然いらっしゃいます。頻度としましては、2、3日に1、2件程度は被保険者証の再交付を行っています。</p>
小嶋委員	<p>もし、マイナ保険証を紛失してしまった場合、どのようになりますか。</p>
事務局	<p>マイナンバーカードでよく誤解されているところが、マイナンバーカードの中に個人情報が登録されているわけではないということです。マイナンバーカードを専用の機器に通すことによって、国の機関などに紐づけされた必要な情報を閲覧することができることになっております。</p> <p>マイナンバーカードを紛失したことによって、マイナ保険証が使用できなくなるなどの不利益はあると思いますが、マイナンバーカードを紛失したことによって、断言はできませんが、即個人情報が流失することのリスクは高くはないのではと考えられます。</p> <p>マイナ保険証に限らず、マイナンバーカード全体にいえることです。</p>
小嶋委員	<p>被保険者の不安解消のためにも、紛失した場合の対応などを表記してもらえると、より安心して使用できると思います。ご検討していただけたらと思います。</p>
事務局	<p>より安心して使用できるよう、マイナンバーカードの所管課であります市民窓口課とも連携していきたいと考えております。</p>
百瀬会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>特にご意見等がなければ、以上をもちまして本日の協議会を終了いたします。</p> <p>長時間にわたる審議、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>以降の進行は事務局にお渡しし、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>百瀬会長、本日の議事進行、誠にありがとうございました。</p>

事務局

冒頭にもお伝えしたとおり、本日の議事録の原案が完成いたしましたら、百瀬会長、石川委員、伊藤委員に会議録の確認、及びご署名をお願いいたしますので、その節はよろしくお願ひいたします。

最後に、委員報酬について、簡単に説明をいたします。

市議会選出の委員以外の委員の皆様には、市の規定により委員報酬が支払われます。

後日、ご指定の金融機関口座に振り込まさせていただきますが、詳細につきましては、改めて文書にてお知らせいたします。

委員各位におかれましてはご多忙な中、大変恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

本日は、大変お忙しい中、本会議へのご参加、誠にありがとうございました。

署 名

会 長 _____

会議録署名人 _____

会議録署名人 _____

情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開	非公開 (一部非公開を含む) とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
	部分公開 非公開	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日